



Title	(1) 中国のコミュニティにおける権利保護と市民運動
Author(s)	倪, 正茂
Description	シンポジウム
Citation	北大法学論集, 58(4), 236 [1864]-266 [1894]
Issue Date	2007-11-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/30245
Type	departmental bulletin paper
File Information	58(4)_236-266.pdf



(一) 中国のコミュニティ^①における権利保護と市民運動

倪 正 茂
(李 妍淑 訳)

現代社会における市民運動は、各国社会の進歩と民主の発展、および人権保護を推進する巨大な原動力であると同時に、それを根本的に保障するものという意味をもっている。中国では、都市部でのコミュニティにおける権利保護運動が、市民運動の主要形式となり、運動を切り開いていく前衛ともなりつつある。そこで、本稿では、主に上海の状況に焦点を合わせ、現代中国で起きているコミュニティの権利保護運動の要因、所有者委員会の性質と問題点とその発展の行方と意義について検討しつつ、コミュニティにおける権利保護運動と市民運動、市民社会が織り成す関係を簡単に論じたい、と思う。

一、コミュニティにおける権利保護運動発生の要因

一九七八年以降、中国は計画経済から市場経済へと移行し始めた。それ以前の中国では、住宅は、社会的福祉の形式

で職場から従業員とその家族へと配給されていた。住宅は、職場の住宅管理部門または政府の住宅土地管理局によって管理されていたわけである。ところが経済体制改革の進行に伴い、二〇年足らずのうちに、中国の不動産事業と住宅の建設、分配、管理制度は迅速に発展した。一方では、公営住宅が廉価で払い下げられたために私有住宅へと変容し、私有住宅区が形成された、他方では、新式の商業住宅が大量に建設され、それを個人が市場を通して住宅建設会社から購入するという形で、売却用住宅団地が形成された。建設部の統計によると、全国における都市住宅私有化率は約七三%であり、全国の売却用住宅の累積販売総量で計算すると、住宅私有化率の約八五%が安価な補償の形で公営住宅を私有化した。⁽³⁾二〇〇五年に至るまでに、上海における不動産の私有化率は八五%に達し、住宅団地の総数は約一〇〇〇〇になった。

これら不動産の所有権を有する都市住民のことを所有者と呼ぶ。所有者とは、私有財産と密接に関連する概念で、住宅消費における核心的概念でもある。現行法の規定によれば、所有者は、自分が購入した住宅に対して所有権を有すると同時に、住宅所在団地の公共施設、設備、場所と公共事務における公共的権益も認められている。共有施設には、エレベーター、配電室と配電設備、発電機、ポンプ、消防設備、管理用住宅、事務設備、共有の店舗用住宅、高架層、地下室、会場、駐車場、共有使用権の土地、緑化した草木と緑化設備、囲い、安全監視施設、補修と管理用物品、特別修繕基金、共有物件の賃貸収入などが含まれる。⁽⁴⁾このように住宅団地の所有者は、団地内において公共権力を獲得するが、この権力は政府に帰属しない。

同時に、不動産開発業者は、新たな利益集団として、市場経済への転換プロセスにおいて国家の自主性と管理システムの漸次的な弱화를契機に、体制と市場という二つの領域から資源を動員、吸収し、短期間で巨額の利益を上げ、しかも関係政府部門と政府官吏からの支持をも獲得していた。このプロセスを通して、不動産開発業者と住宅管理会社を中

心とした、不動産利益集団（一部の政府部門や政府官吏をも含む）が、次第に形成されていった。⁽⁵⁾ 当該集団の強力な地位と利益を守るために、不動産開発業者と住宅管理会社は、普遍的に深刻な形で多くの所有者たちの合法的な権益を侵害するようになった。⁽⁶⁾ 不動産開発業者と住宅管理会社の契約違反や不法行為に対して、所有者は、自己の正当な権益を法によって確保できなくなり、不動産開発業者に対する損害賠償請求どころか、不適任な住宅管理会社の交替申請すらできないでいる。このように、法と市場は正常かつ有効に機能していない。要するに、このようなことは、一種の複合的な「政治経済」的な運営方法として、住宅管理の問題が、市場や法だけでなく、行政や利益集団ともかわっていることを示している。

このように、中国が計画経済から市場経済へ転換していくプロセスの中で、住宅の私有化を実施し、私有財産を承認したことは、コミュニティにおける権利保護運動の内在的動因であるといえたとすれば、不動産開発業者、住宅管理会社、一部の有力な所有者および政府部門からの権利侵害は、権利保護運動の外在的動因であるといえよう。

二〇〇四年、中国社会調査所が全国で行った「霸王現象」認知度調査結果では、「不動産開発業者と管理会社」が、「通信会社」に次いで二番目に顕著に「霸王現象」を示している事業団体であることが明らかになった。⁽⁷⁾ これは、まさにコミュニティにおける権利保護運動が嵐のような勢いで展開されている背景となつているといえよう。「コミュニティにおける権利保護運動」の発生は、経済発展の必然的結果であり、社会発展のシンボルでもある。それは、中国における都市住民の「公民（市民）意識」養成の始まりであるとともに、私有財産を紐帯とした民主的な政治運動の現れでもあり、現代社会の発展において積極的な意義を有するものである。

二、コミュニティにおける権利保護運動の主体

コミュニティにおける権利保護運動の最終目的は、所有者の權益を保護することである。この目的を達成するためには、従来の、行政による過度な干渉や不動産利益集団の「経営方式」を排除し、所有者による自治が達成されなければならない。所有者による自治の達成は、個々の分散している所有者を集めて組織化し、一定の組織形式の下で、集団的な力で権利保護運動を展開し、自己の主張を訴えることが重要である。その組織とは、所有者大会およびその執行機構としての所有者委員会である。このような所有者大会および所有者委員会は、コミュニティにおける権利保護運動の主体となっている。

(一) 所有者による自治の意味および特徴

所有者の権利保護運動は、社会生活での所有者による自治の現れである。いわゆる所有者による自治とは、住宅管理区域内のあらゆる所有者が、建築物の区分所有権の下で、法律、法規に基づき、民主的原则に則って、自治組織を打ち立て、自治規範を確立し、当該区域内の公共施設を自主的に管理する、一種の基層自治モデルである。⁽⁸⁾新しい社会領域としての所有者による自治制度の形成は、漸進的に進展しつつある過程であり、その発展には以下のような特徴がみられる。

一、所有者による自治は、国家が社会へと分権を行うプロセスである。

国の法律では、住宅団地の共有財産によって形成される公共権力（共用スペース、共用施設と設備の保護および特別修繕基金管理などにかかわる権力）を所有者の自治会へ付与すると明確に定められている。所有者の関係権利に対する法的確認および所有者の自治会が有する公共権力を政治的に認可することは、まさに国家が社会に分権を行うというこ

とを意味している。したがって、社会の各構成員は、連帯関係を形成することによって一定の公共権力を獲得し、政府による介入を阻止することができることになる。

二、所有者による自治は、社会権力を分散化していくプロセスである。

自治会への承認と分権は、「政府と企業間の癒着」の破綻以来、計画経済体制下の都市の伝統的社会組織の構造や権力制度のシステムにおける重大な変革である。

一般的に、民間組織は二つの類型に分けることができる。一つは、共通の利益の下で形成される組織であり、もう一つは、共通の理念の下で形成される組織である。所有者の自治会は前者に属するが、それは現下の中国で最も活動的な民間組織になりつつある。権力の分散化は、現代の民主制にみられる重要な特徴である。所有者の自治会の興隆は、政府の社会管理能力を低下させるのではなく、むしろ政府の市場経済体制の下での効率的なガバナンス（原語は「治理」である）に大きな可能性を与えている。ガバナンスという概念は、二〇世紀九〇年代に、社会経済の迅速な発展、利益構成の多元化、人々の自立意識の増強、伝統的な政治体制と経済体制に現れたそれぞれの危機などとの関係において、提出されたものである。⁹⁾ガバナンスの主体は、公共機構、私人機構、或いは公共機構と私人機構の協同形態のいずれかである。その本質は、市場原理、公共的利益および社会的承認に基づく協同関係を立てて、上下の相互作用によって働く管理過程を強調するという点にある。所有者による自治は、まさに「社会ガバナンス」理論の実践的現れである。

三、所有者による自治は、法治意識が強化されるプロセスである。

所有者は、新たな経済活動の産物である同時に、法律によって確認された社会的身分でもある。所有者の自治会をめ

ぐる法的環境には、まだ様々な欠陥が存在するが、自治会の民主的実践は、当初から法治理念の下で立てられており、各種の法律（各種の法律法規が不備している中で、政府の関係公文書を求める）を求めつつ、それを民主的実践の要としている。所有者委員会の自治と権利保護をめぐる各種の実践において、法治化は最も切迫な叫びとなってきた。

四、所有者による自治は、民主意識が高揚していくプロセスである。

自治会は、政府の行為を拘束することによって政府の法治化を試みている。その際、この民主的訴求において重要な基礎となるものは、所有者と自治会における民主意識の高揚である。すなわち、自治会の公共権力への獲得の正統性を、所有者による民主的自治の必然たる産物として見なしうる。ある意味では、公共権力の執行機関としての所有者委員会、住宅団地内において一つの「政府」に相当する。多くの人は、選挙によって構成された所有者委員会のメンバーを、単に熱心な公益事業員として見るのではなく、逆に、公共的権力の濫用の防止と極小化に役立つ要素がどれくらいあるか、という面での潜在的可能性にもっとも関心を向けている。民主は、所有者にとつて、単に選挙だけではなく、住宅団地の公共事務の政策決定における民主的参画および公共事務の執行状況に対する民主的監督といった意味も含まれる。

（二）所有者による自治の権利体系

所有者による自治の実質は、主体的な自治権の実現にある。この制度の枠組みの下で、権利主体としての所有者、所有者大会および所有者委員会は、異なる法的地位を有し、異なる権利と義務を持つ。

中国における「物業管理条例」（住宅管理条例）及び関係法令、地方性法規の規定によれば、所有者の有する自治権

には、以下の内容が含まれる。

- ・ 住宅管理サービスの契約に基づき、住宅管理会社の提供するサービスを受ける
- ・ 所有者大会の会議開催を提議し、住宅管理の関係事項に対し意見を提出する
- ・ 所有者公約や所有者大会の議事規則における制定と改正にあたって、意見を提起する
- ・ 所有者大会の会議に参加し、投票権を行使する
- ・ 所有者委員会の委員を選挙し、かつ被選挙権を享受する
- ・ 所有者委員会の仕事を監督する
- ・ 住宅管理会社のサービス業務提供契約の履行状況を監督する
- ・ 住宅区の共用スペース、共用施設・設備と関係場所の使用状況に対し、知る権利と監督権を有する
- ・ 住宅区の共用スペースと共用施設・設備における特別修繕資金（以下、特別修繕資金と略す）の管理と使用を監督する
- ・ 法律・法規の定めるその他の権利⁽¹⁰⁾

なお、所有者大会は、所有者が自治権を行使する最も基本的な組織形式であり、最高権力機関でもある。そのメンバーは全ての所有者によって構成される。その職責には、以下の内容が含まれる。⁽¹¹⁾

- ・ 所有者公約や所有者大会の議事規則を制定し、改正する
- ・ 所有者委員会の委員を選挙し、または交替させ、所有者委員会の仕事を監督する
- ・ 住宅管理会社を選任し、または解任する

- ・ 特別修繕資金の使用と計画方案を決定し、その実施を監督する
- ・ 住宅管理区域内にある住宅共用スペースと共用施設・設備の使用、公共秩序と衛生的な環境の維持などに関する規則を制定し、改正する

- ・ 法律・法規または公約の定めるその他の住宅管理に関する職責

また、所有者委員会は、所有者大会の執行機構として、次のような職責を有する。

- ・ 所有者大会の会議を召集し、住宅管理の実施状況を報告する
- ・ 所有者を代表して、所有者大会で選ばれた住宅管理会社とサービス業務提供契約を結ぶ
- ・ 適宜、住宅所有者と住宅使用者の意見を聞き、住宅管理会社がきちんとサービス業務提供契約を履行するよう監督し、協力する
- ・ 所有者公約の実施を監督する
- ・ 所有者大会の付与するその他の職責⁽¹²⁾

(三) 所有者委員会の性質

コミュニティの権利保護運動において所有者委員会は、非常に重要な役割を果たしている。委員会は、住宅管理区域内の所有者の代表によって構成され、所有者の利益を代表する民間組織である。また、社会（国家行政機関を含む）に向けて、所有者の意思と要望を代弁し、かつ住宅管理会社の管理運営状況をも監督する。現在、上海市において所有者委員会の数は、三〇〇〇個ほどあるといわれている。⁽¹³⁾

一、所有者委員会の法的な位置づけ

現行の関係法律・法規によると、所有者委員会は「所有者大会の執行機構である」とされている。このような曖昧な位置づけは、所有者委員会の法的な位置づけに関して様々な議論を理論的に引き起こしている。「所有者委員会は、独立的な社團法人である」という意見があれば、「所有者委員会は、独立な訴訟主体の資格をもつ非法人組織である」という意見もある。また、「独立的な法人でもなく、民事訴訟法に定める「その他の組織」にあたる独立の訴訟主体の資格も有しない」という意見もある。

中華人民共和國民事訴訟法第四九条の規定によれば、「公民、法人またはその他の組織は、民事訴訟において当事者となることができる」。また、最高人民法院の「中華人民共和國民事訴訟法の適用における若干問題に関する意見」第四〇条によれば、「民事訴訟法第四九条で規定する「その他の組織」とは、法により成立し、一定の組織機構と財産を有するが、法人資格を有しない組織を指す」とされている。現段階の所有者委員会は、自然人でもなく、法人でもないので、訴訟法に規定する「その他の組織」に属するべきものである。それは、次の三つの条件を満たしているからである。

(一) 法を成立根拠とする

所有者委員会は、「物業管理条例」（住宅管理条例）に基づき、不動産の行政管理部門の指導の下で、住宅団地内の住宅所有者と使用者の選挙により成立したものである。

(二) 一定の組織機構を持つ

「物業管理条例」の規定によれば、所有者委員会は、主任、副主任、委員により組織され、一定の組織分業を行っている。

(三) 一定の財産を有する

所有者委員会の財産には、以下のようなものがある。

- ・住宅共用スペース、共用施設・設備と住宅管理、店舗用住宅およびこれにより得た収益（例えば、有料駐車場の収入、屋上広告の収入など）
- ・住宅共用スペースと共用施設・設備の修繕基金、修繕基金から発生する利息
- ・所有者から別途に徴収する弁公活動経費

上述のように、所有者委員会は、すでに最高人民法院の「中華人民共和國民事訴訟法の適用における若干問題に関する意見」第四〇条の条件を満たしており、民事的主体資格を有する「その他の組織」に属すると解すべきである。当面は、住宅管理に関する立法作業が遅れていて、所有者委員会に対して民事的主体としての地位を与える規定を欠くが、法の原理や行政規定に基づけば、所有者委員会の民事的主体という地位を否定することはできない。所有者の法意識が高まるにしたがって、所有者委員会と不動産開発業者或いは住宅管理会社との間における紛争は、ときどき発生している。その中でも有名な事件⁽¹⁴⁾としては、上海市虹古住宅団地の所有者委員会が上海温哥華不動産建設会社を訴えた住宅管理紛争がある。地元の裁判所は、上述の原則により、法律・法規の不備の中で、国务院・各レベル地方政府の政策規定に基づき、本件を受理し、かつ公正な判決を下した。

二、所有者委員会と居民委員会の関係

現在、都市部における末端のコミュニティは、居民委員会、不動産開発業者および所有者委員会から構成されている。上海康健町内の人々は、この三者を「三台の馬車」と呼び、末端のコミュニティにおける生活管理政策決定の中心と見ている。形式的には、居民委員会とは、国の末端行政組織と関連をもっている大衆の自治組織のことで、政府における基層組織ネットワークの一部として行政的な社会システムに属している。所有者委員会は、所有者たちが立ち上げた大衆の自治組織であり、所有者社会システムに属している。⁽¹⁵⁾「物業管理条例」第十四条には、「住宅団地の所有者大会の開催の際には、関連する居民委員会に告知しなければならない」という規定がある。また第二〇条では、「所有者大会、所有者委員会は、住宅管理区域内における治安等を維持するために、公安機関に協力し、居民委員会と相互協調しなければならない。なお、住宅管理区域内において所有者大会、所有者委員会は、関係居民委員会に協力して法による自治管理の職責を履行し、居民委員会の業務展開に支持し、かつ居民委員会の指導および監督を受けなければならない。住宅団地の所有者大会、所有者委員会の出した決定を関係居民委員会に告知し、かつ居民委員会の意見を真剣に受け止めなければならない」と定めている。このように、二者の関係は、「指導と被指導」、「監督と被監督」の関係であることが視える。

三、コミュニティにおける権利保護運動の現状

権利保護の行為は、権利侵害から発生する。不動産利益集団等の権利侵害行為は、多くの紛争を引き起こし、かつそれらが相互錯綜しているため、現段階では、社会権利保護運動が膠着する要因になっている。

(一) 紛争の種類

一九九四年に建設部が「都市部における新築住宅団地の住宅管理規則」(原文は「城市新建住宅区物業管理弁法」である)を公布して以来、所有者による自治は、様々な阻害があったにもかかわらず、逞しい発展を遂げた。したがって所有者による権利保護の行為の事例も絶えることなく、新聞やインターネットに頻繁に載せられてきた。所有者による自治会の設立から運営、および自己管理までの過程における紛争は、主に以下のようないくつかの種類がある。

一、所有者と住宅管理会社との間の紛争

この種類の紛争は、最も普遍的で顕著である。例えば、住宅管理会社のサービスの質と態度問題、財務状況問題、所有者共有財産の無断占用問題がある。また、所有者が管理費の納付を拒否するなどの消極的な方法で自己の権利を主張したり、住宅管理会社の選任と解任をめぐる紛争等もあったりする。

二、所有者と不動産開発業者との間の紛争

これは、主に住宅の購入契約に関する紛争であり、住宅の完成度をめぐる訴えとして生じる。例えば、地盤の沈下、壁のひび、水漏れ、水のしみこみ、手抜き工事、パイプの漏れ、建築資材の不良品使用、耐震強度の低さなどがあり、また誇大広告で消費者を誘導したり、無断に既定の設計図を変更したり、芝生やガーデンの上にオフィスや店舗用建物を建てたり、プールを駐車場に改築したりすることもある。なお、面積が恣意的に縮小、または拡大されたり、共用スペースの面積を多めに割り当てられるようにするために実際に建築可能な面積を縮減したりし、ひいては不動産開発業者が住宅開発と売買の許可を得ていないため、不動産の権利証書の取得が困難となったような場合もある。⁽¹⁶⁾

三、所有者と所有者委員会との間の紛争

不動産開発業者や住宅管理会社は、一回目の所有者大会を準備する際、自らにとって有利な立場を取ってくれそうな所有者を所有者委員会の委員として推薦し、選挙の具体的な運営過程の中で、第一期の所有者委員会の選挙及び次期選挙を裏で操縦し、住宅団地内の重要事項をコントロールしやすくすることがある。これは、多くの所有者の不平不満を引き起こしている。他方では、自発的に行われた選挙によって構成された所有者委員会が政府機関の承認を得られないがゆえに正統性を獲得できず、所有者の自治を窮地へと陥らせるということもある。上海市質量協会戸評価センターでは、「上海市住宅管理業者に対する満足度の評価基準」により当該市の一九区の一二九団地を対象にして調査した結果、七一%の回答者は、団地に所有者委員会が成立したと答えたが、そのうち四二%の回答者は、所有者委員会に対して不満を持っていると答えた。⁽¹⁷⁾

四、自治活動の過程における所有者間の紛争

このような紛争は、選挙や重要事項の決定過程で、実質問題と手続問題をめぐって発生する。例えば、選挙の主体となる者の資格有無や効力をめぐる事例があるが、具体的には、所有者の身分の詐称、賄賂、虚偽宣伝、偽造票等の不当な手段で票を獲得しようとする等である。

五、所有者または所有者委員会と行政機関との間に発生する紛争

この類型の紛争は、近年上昇してくる傾向にあり、具体的には、所有者または所有者委員会が不動産行政部門の不作为や越権行為に対する行政不服申立てや行政訴訟を提起する事例などがある。報告事項登録の不作为、所有者の自治権

利行使に対する過度な干渉といった違法行為がそれにあたる。

(二) 問題の所在

一、立法上の欠陥

所有者が強く期待していた「物業管理条例」は、「所有者大会規則」とともに二〇〇三年に公布された。また、一部の地方性法規および関連の公文書をめぐる法も制定された。例えば、上海では、二〇〇三年に「上海市物業管理条例を実施する若干の意見」と「上海市物業管理条例の実施における若干の意見に関する応用解釈」が公布され、二〇〇四年に「上海市住宅物業管理规定」が公布された。しかし、上記の規定には、所有者による自治および住宅管理等についてある程度の定めがあるものの、実際には実効性を欠いているため、所有者による自治や権利保護においては、逆にある種の障害となった。

住宅管理の面において最高位の規定である「物業管理条例」を見ると、付与される権利は全体的に所有者と所有者委員会に関するものに限られており、不動産開発業者と住宅管理会社に対する制約が不足している。これでは、所有者の権利が十分に保障されているとはいえない。

(一) 「物業管理条例」における「物業管理」に関する定義は、住宅管理会社に対して有利である。

「物業管理条例」第二条によれば、「所有者は、住宅管理会社を選任することを通じて、住宅管理会社と結んだ住宅管理サービス業務提供契約に基づき、住宅および関連する施設と設備、場所における補修と管理を行い、関係区域内の秩序と衛生的な環境を維持する」とされている。この条文から、所有者は、住宅管理会社に団地の管理を委託しなけれ

ばならないことが分かる。したがって、団地に対する自己管理の権利が奪われてしまっている。

(二) 不動産行政管理部門および居民委員会は、所有者委員会をコントロールし、影響する権力を獲得した。

「物業管理条例」第一〇条には、「同一の住宅管理区域内の所有者は、住宅所在地の区・県人民政府の不動産行政管理部門の指導の下で、所有者大会を設立し、選挙により、所有者委員会を構成しなければならない」とある。この規定によれば、不動産行政管理部門は、住宅管理過程において予想以上の権力を獲得し、所有者の自治権は、不動産行政管理部門の行政的な権力の干渉を受ける可能性がある。ほかに、「物業管理条例」には、「所有者委員会は、居民委員会の指導と監督を受ける」との定めがある。居民委員会は、所有者委員会と同様、大衆による自治組織であるにもかかわらず、条例の中では大きな権力が付与されている。

(三) 住宅管理に関する紛争についての訴訟法上の規定は、住宅管理会社に有利である。

「物業管理条例」によると、所有者が管理費を納付しない場合、住宅管理会社は法院に訴えることができる。しかし、もし住宅管理会社が相応なサービス業務を提供しなかったり、住宅管理会社の提供したサービスが当初の承諾の基準に達しなかったりした場合、所有者と所有者委員会が住宅管理会社に対して訴訟を提起しうるといった規定はない。しかも、所有者委員会の法的な主体性についても明確な規定はない。

(四) 「物業管理条例」で使われている用語の定義が曖昧なため、実務に困難をもたらしている。

例えば、「物業管理条例」第四九条は、「県レベル以上の人民政府の不動産行政管理部門は、所有者、所有者委員会、

住宅使用者、住宅管理会社が住宅管理活動における紛争を、適宜処理しなければならない」と定めている。「適宜処理」とはどのようなことか、どういう手続きで紛争を処理するのかについては、極めて曖昧である。また、「物業管理条例」第十六条は、「所有者委員会は、選挙により設立された日から三〇日以内に、住宅所在地区、県人民政府の不動産行政管理部門に報告・登録（原文は「備案」である）しなければならない」と定めている。では、「報告・登録」とは何か。地方政府は、実務において、「報告・登録」を審査や許可の基準としているが、結局、所有者委員会の正統性は、多数の所有者による選挙を通じて最終的に確かめられるのではなく、政府管理部門の審査によって決定される。また、所有者大会の開催、所有者委員会の選挙手続、費用の負担などに関する規定も非常に漠然としているため、実際問題の解決に根拠となることができない。

（五）「物業管理条例」には、所有者自治への法的救済に関する規定が欠如している。

「物業管理条例」は、行政機関に裁決や調停する権限を認めていないため、行政機関は、法に基づく行政という原則に従って、行政指導や紛争を処理するしかない。なお、法院の受理範囲についても、明確な規定はない。例えば、選挙に関する紛争は、財産紛争でもなく、人身紛争でもないもので、法院により門前払いにされることがしばしばある。

住宅管理領域における法律・法規の不備は、不動産開発業者と住宅管理会社が広域な違法活動を展開する余地を残してしまう。特に、所有者の自治を基礎とする区分所有権をめぐる法律規定が不明確なため、所有者の権利主張においては最大の障害となり、所有者の権利保護運動を難航させている。

二、不動産開発業者と住宅管理会社に起因する問題

所有者に比べて不動産開発業者と住宅管理会社は、不動産と住宅管理領域において優位な立場にある。そのため、しばしば所有者に対し難題を吹っかけ、種々の障害を作り出す。その優勢な立場は、主に以下のいくつかの面から現れる。

(一) 情報の優勢。住宅団地の資料の殆どは、不動産開発業者と住宅管理会社の手元であり、所有者に対して情報公開をしないため、所有者の権利主張が難航する。また、所有者間のコミュニケーション障害も、損得を効率よく予期する際の足かせになっている。例えば、同じ建物に住む所有者が互いに知らないため、先頭に立って呼び集める者がいない。また、知己をもたない者同士の共有財産をめぐる所有者の間では、有効な情報交換方法がない——掲示板、団地の中心広場、会議室などは、ほとんど不動産開発業者や住宅管理会社によってコントロールされているため、所有者による円滑な自治が妨げられている。

(二) 専門技術の優勢。一般的に、所有者は住宅管理に関する知識が乏しいが、不動産開発業者と住宅管理会社は、住宅管理領域に関する専門家である。所有者は、住宅団地の公共施設・設備に関する状況把握が確実ではないばかりか、建築業における専門用語さえも良く分らない。それに対して、不動産開発業者と住宅管理会社は、専門職の人に管理や運営を委託しているのが普通である。

(三) 組織の優勢。不動産開発業者や住宅管理会社のサービス対象は、所有者である。紛争と衝突が発生したとしても、それは仕事内容の一部であるため、組織的なコストはあまりかからない。しかし、所有者は自分の仕事を持っているため、不動産開発業者や住宅管理会社と組み合う時間も気力もない。しかも、所有者は分散しているので、一ヶ

所に呼び集めるのに必要とされる組織的なコストが相当高くなる。

(四) 利益の優勢。一人の被害所有者の損失は何千、何万元に過ぎないかも知れないが、数百数千人の被害所有者の損失は、百万、千万元に達する。この巨大な利権をめぐつて、不動産開発業者と住宅管理会社は、関係政府部門に賄賂を贈ったり、所有者委員会の委員や一部の所有者を買収したり、警備員を雇用したり、ひいては暴力団を使って所有者のリーダーや幹部に暴力的な襲撃を行ったりして、所有者の権利保護運動を阻止しようとする。

(五) 財力の優勢。不動産開発業者の持つ実力と財力に対し個々の所有者のそれは比較しようもない程である。それに、住宅管理に関する法律・法規においての有利な立場、および政府部門や役人による後見があるため、不動産利益集団の強勢な地位は、しばらく続くものと思われる。所有者の中には、弁護士、有名人など社会的地位の高い人もいるが、不動産開発と住宅管理の領域においては、個人であれその集合体であれ、全て弱者である。ある住宅管理会社は、所有者の訴えに対し、「勝手に訴えろ！政府は俺たちの味方だ！」という理不尽な言い方することさえある。

上記のような立場の優勢は、不動産開発業者と住宅管理会社が違法な行為を展開する際に低コストで高い利益をもたらしている。しかし、所有者がそれに対抗しようとする場合は、高いコストがかかる、利益を見込めないとといった正反對の結果をもたらしている。なお、権利保護運動においては、それが成功する確率よりも失敗する確率の方が高い。したがって、所有者による権利保護運動はあまり活発なものにはならず低調のままである。権利保護運動の主な目的は、自己の正当な権益を保護することであって、何らかの利益を求めるためのではない。所有者の正当な権益は、本来なら国

によりその保障を提供されるものである。とはいえ、このような「正当」は、不動産開発業者や住宅管理会社の操作により「不法」または「無保障」へと形を変えてしまっているのである。

三、所有者の権利保護意識の希薄さ

所有者の民主的参与は、権利を保護するにあたって強い力となり、かつ根本的な方途でもある。五〇年ほど前、賽珍珠氏は、中国人のことを「物静かな人種」であると語ったことがあるが、現在に至ってもこのような状況に著しい変化があるわけではない。コミュニティにおける権利保護運動の中で、本当に活動している者は、ごく少数のエリートまたは活動家だけであり、ほとんどの人は、傍観者に止まっている。それゆえに、袁岳氏はいわゆる「一十三十六」理論を提示した。⁽¹⁸⁾すなわち、権利保護活動者の一〇%は熱心な活動家で、三〇%は追隨者で、六〇%は一般の大衆だということである。⁽¹⁸⁾こうした現象が形成されたのには、歴史的かつ現実的な原因がある。まず、中国での長期にわたる住宅の福祉的な配分制度は、人々の個人利益および共用施設の保護・使用・管理に対する主体性と民主の意識を薄くさせた。また、権利保護の根本的な目的は、利益である。現在の法的環境において予想される利益が定まっている場合、集団行動は、その規模が大きくなれば大きくなるほどコストがかかり、一人当たりの獲得予想利益は少なくなる。故に、最善の方法は、少数のエリートの努力によって利益を勝ち取った後、皆で分かち合うことである。そうすれば結果的に利益を勝ち取れなかった場合であっても自分には損益が発生しない。つまり、「便乗」である。⁽¹⁹⁾熱心な活動家たちの孤立した状況は、おそらくもうしばらく続くだろうが、長い目で見れば、団結して共同で参与することこそ、権利保護運動が成功するための根本的な方途であると思われる。

基本的に民主的に訓練されているわけではないので、所有者の民主的自治が成功する確率は、かなり低いと思われる。

仮に所有者が民主的理念を持つに至ったとしても、民主的な行動様式と生活習慣が形成されなければ、民主的権利を行使する際に、なかなか「程度」を把握することができず、目的を達成しないうちに内輪もめを引き起こしてしまうような自治会も少なくない。所有者の多くは、民主的に活動を展開していくための技術を重視せずに、情熱だけで会議を開こうとする。その結果いたずらに会議回数が多くなり、効率のよいものにはならない。それゆえ民主の長所を把握できないうちに、ただ単に疲弊を招くものにすぎないといった見方が広まれば、人々は民主を一つの理想にすぎないとみなしてしまうかもしれない。

四、政府機関の消極的な態度

所有者の正当な権益は国の法律により保護されるべきであり、政府機関は所有者の権益を守るためにも、こうした見解を支持するべきである。所有者が自らの権益を侵害されたときに思いつくのは、まず政府機関に訴えることであると思われる。それゆえ、政府機関は法に基づき問題解決に努めなければならない。しかし一部の政府機関は、法を無視して故意に処理を引き伸ばしたり、適当にごまかしたり、あるいは法を逆手にとったり、回避したりする。所有者の訴えに対する政府の不誠実な対応や不作為は、所有者の権利主張をさらに難しくさせ、所有者の権利保護事件において処理上の長期化をもたらしている。さらにひどい場合、公権力を濫用して所有者の権益を侵害するといったケースも見られる。

一部の不動産行政管理部門やその他の関係部門には、事実確認、検査・引取り、管理・監督などの面において職務怠慢が見られる。例えば、多くの建物で手抜き工事が発見されたり、共有スペースにおける占有面積の混乱が発生しているにもかかわらず、何事も無かったかのように不動産行政管理部門による検査にパスしたりする事例が多くある。こうして専門技術の裏づけを欠いた大量の住宅管理会社による住宅管理が横行しているわけである。所有者委員会の設立に

対し関係政府機関は、積極的に指導または援助を行うべきであるはずだが、現実になんてはない。手続きに問題があるという理由で、所有者委員会の設立を遅延または妨げたりすることもよくある。また、所有者が権利保護運動を行う際に必要とされる一部の資料が、政府機関が管理しているものであるにもかかわらず提供されないなどといった形で、所有者の知る権利がひどく侵害されている。さらに腹立たしいのは、不動産開発業者と住宅管理会社を訴える裁判において、所有者側に有利な証拠が十分に揃っていない明らかな勝訴できる裁判であるにもかかわらず、不動産開発業者と住宅管理会社の裏工作により、法院が所有者敗訴といった判決を出すといったケースも少なくないことである。業界内部の情報によると、このような事件は権利保護活動が展開されている殆どの住宅団地で発生している。また、行政部門や公務員の法意識が欠落しているために所有者の権益を有形無形に侵害しているケースも見られる。例えば、違法登記をするという問題は、所有者の権利保護事件全般において相当の比率を占めている。

四、コミュニティにおける権利保護運動の方向性

(一) 権利保護の方途

上述のように、所有者の権利保護のプロセスには困難がある。自己の権益を保護するためには、方途・手段を多角的に用いる必要がある、その中から問題を解決するための最適な方策を立てることが重要である。権利保護の方途として、主に以下のいくつかが考えられる。

一、民主的な方法で権利を保護する

これは所有者の権利保護における根本的な方途であり、その他の権利保護方途における前提でもあるし、基礎でもある。所有者間の意見の相違や矛盾は、民主的な方法で民主的に討論を行い、民主的に裁定しなければならない。住宅団地内部に所有者大会のような適切な民主的メカニズムを作ることによって、所有者としての共同意志を惹起させ、所有者委員会の事業を支援・監督させる。今後の権利保護運動のプロセスでは、所有者が一方的に戦うという現象が徐々に減少し、所有者委員会を代表とする集団的な権利保護運動が主流になってくると思われるが、これは権利保護の成功への基本条件でもあろう。

二、話し合いによって権利を保護する

所有者の公共利益が侵害された場合、所有者は、所有者委員会を通じて不法行為者（不動産開発業者、住宅管理会社、他の所有者、政府機関など）と交渉し、話し合いによって問題を解決する。この方法によれば、問題解決に要する時間と気力のコストがかからないだけではなく、両者が気まずくならずに、問題をスムーズに解決できる。ただし、所有者側にある程度の妥協を強いることになるという欠点がある。話し合いによって権利を保護する際に前提となるのは、法による行政と司法環境の整備、当事者における法律知識の熟知、所有者の權益への尊重である。「和」を重要視する中国文化の中で、このルートが、しばらくは主となるであろう。

三、行政への訴えによる権利保護

これは、法治が未整備であり「官本位」意識の強い段階では、所有者の権利保護を目指す上で主たる有効なルートである。所有者の權益を保護することは、都市住民の利益を保護することであり、合法的な公民利益保護である。これは、

政府が回避しえない責務である。トラブルが起きたとき、市民はまず政府に救済を求める。政府は、問題解決に必要なとする十分な、資源、資料、権力、権威を持っている。例えば、建物の一階に開店した飲食店や自動車整備店などが住民に迷惑を与えたといったことに対しては、行政の環境部門は、法によって慎重に処理しなければならない。高層階が他人に占領されて利益追求の手段に利用されたというような問題には、国土企画部門または住宅管理部門を通じて、所有者共有の特別基金が流用または着服されたような場合には、住宅管理部門を通じて、共同使用权のある土地が占領された場合、また不動産開発業者が会議所や駐車場を引き渡さない場合には、国土企画部門を通じて、法的措置を求めることができる。

四、司法による権利保護

話し合いや行政への訴えによって問題が解決されない場合、または当事者が行政の裁決に不服である場合、司法を通じて権利の回復を主張することができる。これは最終手段である。司法は、社会的正義への最後の番人である。しかし現在、所有者の権利保護における司法環境はまだ十分に整っていない。そのため、行政の法執行における不公平と努力の不足が放任され、不法行為者の話し合いへの拒否が頻発し、不当利得を継続的に得ようとする行為が少なくない。法治の加速化に伴い、このような現象は大きく変容すると思われる。

(二) 権利保護を成功へ導く要素

現段階におけるコミュニティの権利保護運動の状況を把握し、他の住宅団地の成功例と失敗例とを照らし合わせながら、権利保護運動を成功へ導いていかなければならない。そのためには、以下の要素を取り入れれば、必ずや良い成果

がもたらされることだろう。

一、権利保護運動における中堅的メンバーと活動家によるリーダーシップ

所有者の権利保護運動においては、組織の中心的なメンバーが、重要な役割を果たす。一般的にトラブルが発生した際に、不動産開発業者や管理会社の問題解決を求めに行くのは、まず所有者の中の中心的なメンバーや活動家であることが多い。彼らの運動は、他の所有者に問題意識を持たせる。また、問題の深刻さと解決の必要性を十分に認識させることによって、権利保護運動に対する大衆の支持を獲得すると同時に、積極的な行動を促すことにも寄与する。なお、所有者委員会設立の準備と所有者の権利保護運動の全過程において、中堅的なメンバーと活動家は、主な参加者であると同時に重要な柱でもある。彼らは、数多くの運動に参加し、成果を挙げ、権利保護運動に貢献している。所有者の動員、資料や証拠の収集から、不動産開発業者、管理会社、政府部門、マスコミ、弁護士、有名人とのコンタクトまで、またその他の事務的な手続の処理において、彼らが果たす役割は、きわめて広範囲に及ぶ。

二、所有者委員会の設立

所有者の権利保護運動における所有者委員会的重要性は、周知のとおりである。住宅団地における権利保護運動は、基本的に所有者委員会の指導の下で行われる。所有者委員会を抜きにした不動産開発業者や管理会社との協議などあり得ないからである。所有者が単独で不動産開発業者や管理会社の問題解決を求めても、通常は相手にしてもらえないため、問題の解決にはならない。また、訴訟は、所有者の権利保護において最も重要なルートでもある。不動産開発業者や管理会社に対する訴訟提起は、所有者委員会が出頭しないと、法院に受理されない。なお、所有者委員会の組織と動

員がなければ、所有者は団結できない。団結した対抗がなく、個人単位で侵害された権利を取り戻すのは、容易ではない。

三、所有者委員会の効率良い動員

権利保護運動の力は弱く、強敵による打撃には耐えられないので、あらゆる要素を動員しなければならない。動員することで、分散している所有者を団結させ、所有者の各種資源を充分に利用し、所有者委員会の目指すべき目標を実現しなければならない。

四、策略の運用

ある権利保護活動家は、「権利保護にも「三六計」が必要である。これは、人騒がせな言論ではなく、実践によって繰り返し証明された真意である」と語った。ここで言われている戦略としては次のようなものがある。例えば、上級政府機関へ陳情することによって、下級政府機関にプレッシャーをかける、政府機関内部に設置された監督機構に問題の善処を求める、有名人やマスコミの影響力を利用して所有者の権利保護運動を広く知らしめるなどして、政府部門の支持を獲得するなどの方法があげられる。

五、所有者資源の利用

不動産開発業者と管理会社は、所有者に対する権利侵害や保護運動を阻止する過程で、賄賂等の資源を多用することがある。所有者も権利保護のプロセスにおいて、知らず知らずに大量の資源を利用している。具体的には、知識、人脈

またはその他の種類の資源などを利用している。もし、各所有者の様々な資源をうまく利用さえすれば、相手の勢力を大いに削減し、権利保護運動の円滑な進展に役立てることができる。北京のある住宅団地の所有者委員会の例をみると、復旦大学経済学部修士課程卒業生を主任に据えることによって実益の観点からの所有者動員を重視し、所有者に権利保護を展開することの利益を認識させたり、また法学既習者を副主任にすることで、所有者委員会で法律面の事務を担当させたりしている。他にも、住宅管理に従事する委員が住宅管理事務を担当したり、清華大学建築学部卒業生を委員に据えて、建築と関連する事務を担当させたりしている。所有者の法律、住宅管理、建築および経済に関する知的資源は所有者の権利保護運動と密接に関連しているので、住民の中に存在するこのような知的資源を上手に活用することによって、不動産開発業者、管理会社、さらには法院における専門知識の独占寡占状態を打ち破ることは十分可能であり、権利保護運動における戦略をより円滑に推進することへと資する。⁽²⁰⁾

五、コミュニティにおける権利保護運動の意義

急速に都市化が進む今日、市民と市民社会の形成は回避できない必然であり、きわめて重要な意義をもっている。⁽²¹⁾市民は、都市化に伴って形成された新たな階層であり、自己利益と自己権利を守る社会の基本的な力でもある。「市民社会」は、「国民社会」⁽²²⁾に対応するもので、私人の利益関係の総和を表わし、商品経済の発展によって条件づけられている。社会の最も基本的な構成要素としての市民は、民主、自由、平等、効果・利益と安全を根本的な価値とする。市民社会は自治を強調するので、政府の過度な規制の必要性を強調することはない。ひとつの成熟した市民社会は、市民自らが自己管理を行っている社会である。発展した市民社会において、市民は、自覚的に自己利益と自由を保護し、個

人の意思を表明し、同時に各種の自治組織を形成する。中国で生じているコミュニティの権利保護運動は、所有者が自覚的に自己利益を保護し、自由に意思表示をする一つの例として、まさに「市民運動」と呼ぶに値する。

政治学者の劉軍寧氏は、「農民が積極的に「自治」に参加する原因は、自らの農地、農業負担および村の公共建設と密接にかかわっているからである。だが、都市部の住民の利益は、住宅とその住宅を紐帯とするコミュニティにおいて集中的に現れてきている」と指摘している。⁽²³⁾ 中国の住宅私有化が進んでいる状況の下で、コミュニティは、早くも都市部の基本的な構成要素となりつつあり、コミュニティの中で、所有者による自治組織の形成が進行していくことも必然の結果となる。市民社会を形成していく視角から見ると、民主が市民社会における最大の特徴の一つであれば、末端社会の自治は、民主へとアプローチする重要な前提である。アレクシス・ド・トクヴィル (Alexis de Tocqueville) は、「アメリカにおける民主の根源は、コミュニティの自治である」と指摘している。独立、自治と有権は、アメリカのコミュニティが一般的に有しているものである。中国の都市部の住宅団地における人口は、アメリカのコミュニティとほぼ同じであり、コミュニティの性質も類似しているため、アレクシス・ド・トクヴィルの観点は、中国における民主への展望と市民社会の形成に重要な示唆を与えるだろう。

中国人民大学行政管理研究所長の毛寿龍氏は、「都市部のコミュニティにおける民主的自治」は、「中国の民主建設において予想外の収穫であった」と語っている。⁽²⁴⁾ 中国において、民主の発展が妨げられていたのは、主として公民と役人の資質を引上げるチャンスが欠けていたからである。コミュニティを民主自治の実験場として捉える意義としては、以下のように考えられている「住宅団地の選挙および所有者委員会の運営を通じて、数多くの積極的な公民が現れ、公民意識が徐々に形成されてきた。どのように弁論して、どのように自分の権威を勝ち取ることができるかは、すべて訓練である。また、これらの為は法律や人間関係、他の専門知識を学ぶプロセスともなる」。住宅団地の選挙および所有

者委員会の運営は、人間関係を円滑に運用する過程でもあり、たくさんの専門知識を勉強する過程である。普通のコミュニティの公民にしろ、役人にしろ、コミュニティの民主自治を経験したものは、すべて民主の真の意味を理解できるようになった。北京のある住宅団地の事務員によると、所有者委員会の選挙の際、所有者たちは自発的に連続七十二時間にわたって投票箱を監視し、不正を防止した。驚くほどの真剣さであった！

コミュニティの権利保護運動を中心とする都市部のコミュニティにおける民主自治の実践は、中国政治の民主化と市民社会形成にとって重要な意義を持つ。明確な財産区分を基礎とする所有者の自治会は、すでに民主を建設していくにあたって切実な要求を提出している。さらに、今後、民主的实践の領域において、都市部の公民教育として、もつとも身近な「民主的訓練の場」となるに違いない。こうした権利保護運動は、市民社会の形成を推進し、都市部の末端社会における民主建設の重要な力となるだろう。

- (1) コミュニティは、「社区」の翻訳であるが、厳密にはイコールではない。中国政府の定義によれば、社区とは「一定の地域に集まって住む人々によって構成される社会生活共同体」であり、一般的に都市社区の範囲は、「社区体制改革後に規模の調整が行われた居民委员会の管轄区」(平均一〇〇〇—三〇〇〇世帯)とされており、コミュニティと行政区画としての意味が二重になっている。本稿では、主に前者の文脈で使われているため、コミュニティと訳した。
- (2) 所有者委員会(「業主委员会」の訳)とは、集合住宅において区分所有者(「業主」の訳)により組織されるもので、いわば日本のマンションの管理組合にあたる。
- (3) 中華税網「従開徵物業稅說起」。
- (4) 大維「業主維權之路」出所…東方法眼。
- (5) 張磊「業主維權運動…生産原因及動員機制」社会学研究二〇〇五年第六期。

(6) 住宅改革後の住宅管理領域においては、従来の行政運営を廃止して、住宅のメンテナンスとサービスを専門の住宅管理会社に委託した。現在、中国における住宅管理会社は、すでに二〇〇〇〇社を超えており、従業員は、二〇〇万人に達している。

(7) 中国で初めて行われた「霸王現象（各種のやり取りの中で、不合理・不公平な現象のこと）」認知度調査は、中国産業報協会が三〇社以上のマスコミと連合して実施した。今回の調査における質問の設定とデータを分析した中国社会調査所によれば、全国各地から五八二七五通の回答が集まった。それによると、大衆が評する一〇大「霸王業種」とは、電信、不動産建設会社・住宅管理会社、保険、電力、教育、医療、銀行、鉄道、交通、スーパーマーケットである。出所・新浪網。

(8) 從広林「業主自治法律問題研究」出所・天下不動産法律服務網。

(9) 李友梅「城市基層社会的深層權力秩序」社会学二〇〇四年第二期。「ガバナンス」は「統治」と異なる。≡可平教授は、両者の差異を二つにまとめた。第一に、政治管理過程において、ガバナンスと統治は、どちらも権威と権力を必要とし、正常な社会秩序を維持するといった同じ目的を掲げている。しかし、ガバナンスが必要とする権威は、協力というプロセスをその根拠とし、必ずしも政府に由来するわけではない。これに対して、統治における権威とは、その全てが政府を発生起源とするものであり、統治の主体として、社会の公共機構であることが想定されている。ガバナンスの主体は、公共機構でも、民間の機構でもいいし、公共機構と民間機構の協力体でもいい。第二に、管理過程においては、権力の及ぶ影響が段階的で上から下への一方通行だ、ということである。この過程では、統治によって運用されるのが政治権威ということになり、この権威が命令を発動したり、政策を決定・実施したりすることによって、社会的な公共事務を管理している。しかし、ガバナンスにおいては、権力の及ぶ影響が双方向に開かれており、主として合作、協商、仲間、といった関係を築くことによって承認し合い、共同目標を打ち立てて公共事務を管理している。

(10) 「物業管理条例」(二〇〇三年九月一日より施行) 第六条参照。

(11) 「物業管理条例」(二〇〇三年九月一日より施行) 第一条参照。

(12) 「物業管理条例」(二〇〇三年九月一日より施行) 第一五条参照。

(13) 上海市不動産土地資源管理局の住宅管理处長の張年氏が、上海テレビ局ニュースチャンネル九九〇「都市家園」という

番組に出演した際の上海市の住宅管理状況に関する紹介から得たデータである。

- (14) 上海市虹古住宅区の所有者管理委員会は、上海市仙霞路三〇号ビル所有者の代表者である。管理サービス業務を提供する上海温哥華住宅管理有限公司は、所有者の同意なしで、中国聯合通信有限公司上海支社と提携して無断でビルの屋上にデジタル移動通信ネットワークを設置した。権益が侵害された所有者は、上海市長寧区人民法院に起訴し、被告に對しステーションの使用費を請求した。詳しくは、中国不動産網を参照。

- (15) 李友梅「基層社區組織的實際生活方式」社会学研究二〇〇二年第四期。

- (16) 李章生「業主維權其路漫漫」浦江從橫二〇〇六年第六期。

- (17) 今回の調査は、主に現有の普通住宅、高基準住宅、売却後の公的住宅の三つの住宅類型の占める比率及び質と価格の一致原則に従って行ったものである。売却後の公的住宅、普通住宅、高基準住宅団地の抽出比率は四・四・二であり、各住宅団地から三〇枚以上の見本を抽出した。調査年齢の多くは、三六歳以上で、女性五三%、男性四七%である。回収された見本は、四三〇二通であった。出所・上海物業網。

- (18) 徐道穩「小区權利保護「運動」良性互動機制有待建設」出所・搜狐網。筆者が上海市徐匯區東安路「四季園小区所有者委員會」の主任を担当した時の経験によると、真剣に權利保護運動に参加する人は、僅か五%しかいなかった。これについて、中国中央テレビ局は、二〇〇二年一月二日に、「東方時空」番組で一〇分程度報道したことがある。

- (19) 徐道穩「小区權利保護「運動」良性互動機制有待建設」出所・搜狐網。

- (20) 張磊「業主維權運動・產生原因及動員機制」社会学研究二〇〇五年第六期。

- (21) 市民社会における市民とは、都市の市民を指すのではなく、bourgeoisを指す。国家における人が公民であれば、社会における人はbourgeoisである。市民と称するのは、社会と国家の区別を強調するためである。石元康「市民社会与重本抑末」参照。
- (22) 市民社会(civil society)、中国語では、公民社会、文明社会と民間社会という訳語もある。古代から近代まで、ドイツのマルクス、ヘーゲル及び現代のハーバーマスなどは、それぞれの時代における「市民社会」について論述している。マルクスは、ヘーゲルの思想を批判的に継承し、市民社会を市場経済における人と人の間の物質交流関係とこの交流関係が構成する生活領域と見なし、国家政治から独立した私人領域の契約関係によって連結する社会総体である、という。

「Blackwell 政治学百科全书」の中にも、「国家によってコントロールされない社会、市場経済、規則、制度であり」、「近

代以前の社会秩序における非政治的領域」という解説がある。これに対し我々は、市民社会の中にも「政治」が存在し、市民の自治を、実は権力のコントロールの現れであると認識することにした。というのも、国家権力を排除し、「国家統治」から独立し「自己ガバナンス」を行うことを強調するためである。それゆえ、市民社会という概念は、国家利益関係を基礎とし、国家権力・国家統治を主導とする「国民社会」に相對するものであると主張したい。

(23) 苗埤「市民代表倪正茂」出所…人民網

(24) 楊永啓「城市草根民主的起承転合」人民法院報二〇〇五年十二月十八日。

*本翻訳は、李妍淑によるものであるが、伊藤和歌子も校正に参加し、脚注の補足をつけた。念のため補記しておく。